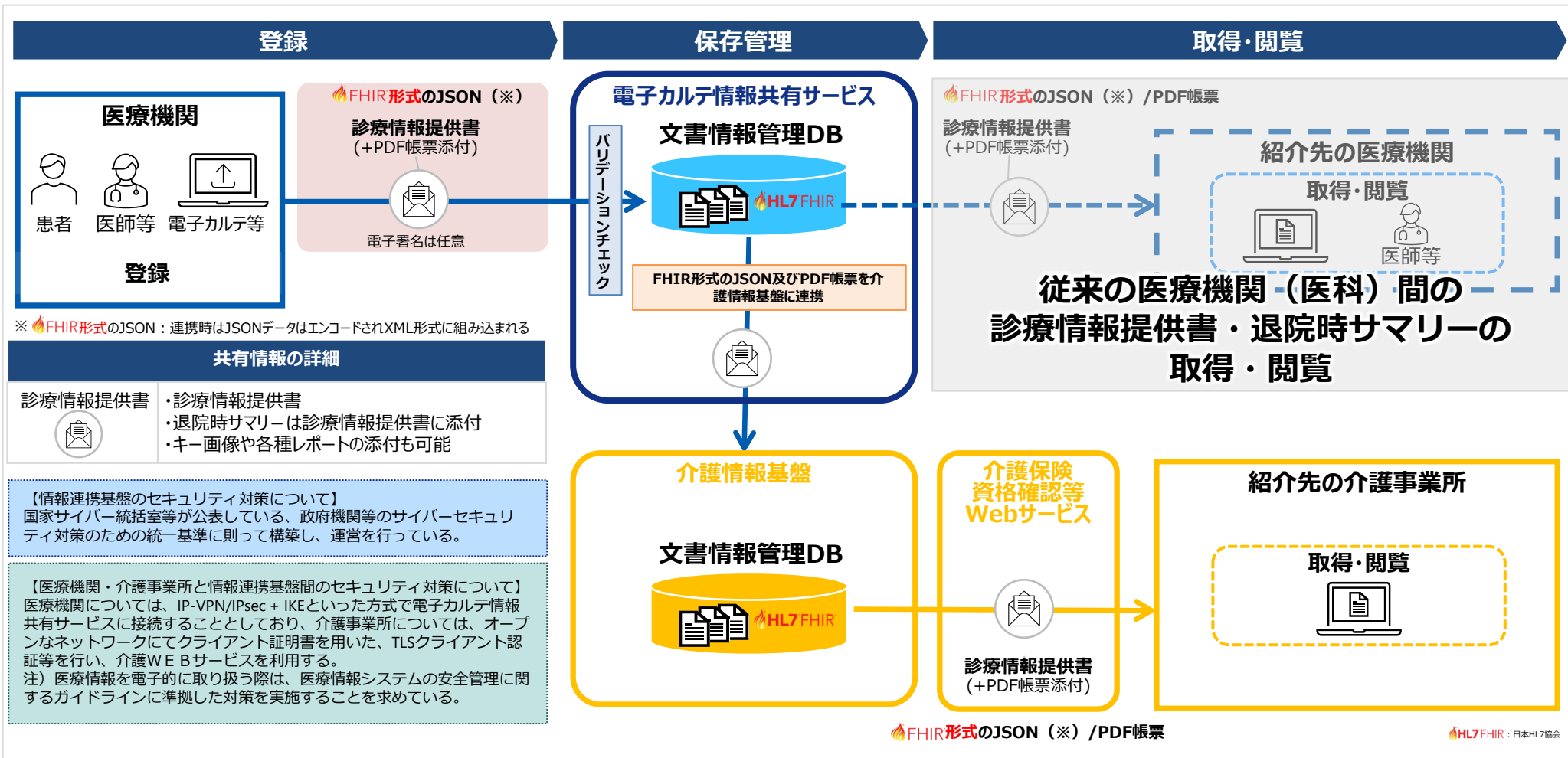


実装イメージの一例

医療から介護への診療情報提供書・退院時サマリーの共有の仕組み（現時点の想定）

- 介護事業所向け診療情報提供書・退院時サマリーは、従来の医療機関（医科）間の診療情報提供書・退院時サマリーの登録と同様、電子カルテ情報共有サービスへ登録し、介護情報基盤へ連携する想定。また、介護事業所は、介護保険資格確認等Webサービスを通じて当該介護事業所向け診療情報提供書・退院時サマリーを取得・閲覧する想定。



(参考) 過去の医療等WG資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4 診療情報提供書の電子署名に関する運用について

課題

- 第18回医療等WGに提出した技術解説書（案）においては、電子カルテ情報共有サービスで診療情報提供書を登録する際には、記載した医師の電子署名を付すこととしている。
- 他方、医師の負担軽減の観点等から電子カルテ情報共有サービスにおいて、一定のセキュリティを確保しつつ、診療情報提供書を登録しやすくするために、電子署名の扱いをどうするべきか。

対応案

- 医療DXの推進にあたっては、国民や医療機関からの信頼や安全安心を確保する必要がある。
また、電子的な情報連携を行う際には、情報の改ざん防止だけでなく、なりすまし・否認防止の観点が重要であり、セキュリティ事案が発生した際の「責任の所在」を明確化するためにも、電子署名を行うことは重要である。
- 一方、電子署名の取扱いについては、電子カルテ情報共有サービスを普及させ医療DXを推進していく観点等も合わせて考慮する必要がある。
- そのため、当面の間、電子カルテ情報共有サービスにおいては医療機関の判断で電子署名を行わなくても共有可能としてはどうか（電子署名を用いることも可能）。その上で、電子カルテ情報共有サービスの普及状況・今後のHPKIを含めた電子署名の状況等を見て、再度、取扱いを検討してはどうか。
- また、電子署名せず、セキュリティ事案が発生した場合には、医療機関には、調査や患者に対しての説明を求められる点について、医療機関等に周知することとする。
さらに、国民の信頼・安全安心の確保のため、電子カルテ情報共有サービスにおける安全確保措置等について、周知を図っていく。
- オンライン資格確認ネットワークに関しては医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第6.0版)に準拠したセキュリティ要件を担保することで安全性を確保する。